

安城市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年4月27日

安城市監査委員 中村誠一

安城市監査委員 辻山秀文

第1 監査の種類 定例監査

第2 監査の対象及び期間

都市整備部都市計画課 令和3年3月3日から4月26日まで

都市整備部南明治整備課 令和3年3月3日から4月26日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、都市整備部都市計画課及び南明治整備課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定期監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和3年2月末日までの令和2年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。